

奈良県決定

大和都市計画道路の変更について
【兜塚山之辺線の変更】

次の付議案を提出する。

平成28年7月22日

奈良県都市計画審議会会長

都計第 48 号
平成28年7月22日

奈良県都市計画審議会会長 殿

奈良県知事 荒井 正吾

大和都市計画道路の変更について
【兜塚山之辺線の変更】
(付議)

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議する。

大和都市計画道路の変更 (奈良県決定)

都市計画道路中3・5・500号兜塚山之辺線を3・5・500号兜塚粟殿線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置		区域	構造				備考	
	番号	路線名	起点	終点		主な經過地	延長	構造形式	車線の数		幅員
幹線 街路	3・5・500	兜塚粟殿線	桜井市下	桜井市粟殿	桜井市上之宮、浅古、河西、桜井	約3,000m	地表式	2車線	12m (12～ 28m)	中和幹線と立体交差 近鉄大阪線と立体交差 幹線街路と平面交差4箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別添理由書のとおり

都市計画道路 兜塚山之辺線の変更理由書

1. 路線の概要

都市計画道路 兜塚山之辺線は、起点を桜井市下、終点を桜井市巻野内とする標準幅員12m、延長約6,270mの幹線街路である。

当初、昭和36年に桜井市桜井～下までの区間が「2・3・8桜井下線」として都市計画決定され、昭和41年に「2・3・2兜塚山之辺線」として天理市渋谷まで延伸されている。

その後、昭和48年に、桜井市域の路線として「3・5・500兜塚山之辺線」に名称変更され、平成15年に車線数を明記している。

2. 都市計画道路変更の内容

(1) 変更の理由

都市計画道路 兜塚山之辺線は、昭和41年の桜井市の全面的な街路網の見直しにより、市の将来の発展に資するための道路として都市計画決定され、市街地東部を南北に縦断する都市計画道路である。

しかしながら、桜井市粟殿～終点までの区間（以下「当該区間」という。）については、将来的な交通量の減少が見込まれることや、代替となる都市計画道路 川合箸中線や都市計画道路 奈良天理桜井線が2車線で整備されていることから必要性は無くなっている。

当該区間を「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」（平成22年奈良県）に沿って検証した結果、都市計画道路としての必要性が認められないため、廃止するものである。

(2) 変更の内容

都市計画道路 兜塚山之辺線について以下の変更を行う。

- ・桜井市粟殿～終点までの区間（L＝約3,270m）を廃止する。
- ・路線の名称を「3・5・500兜塚山之辺線」から「3・5・500兜塚粟殿線」に変更する。